

常陸太田市中小企業等技能訓練事業費補助金

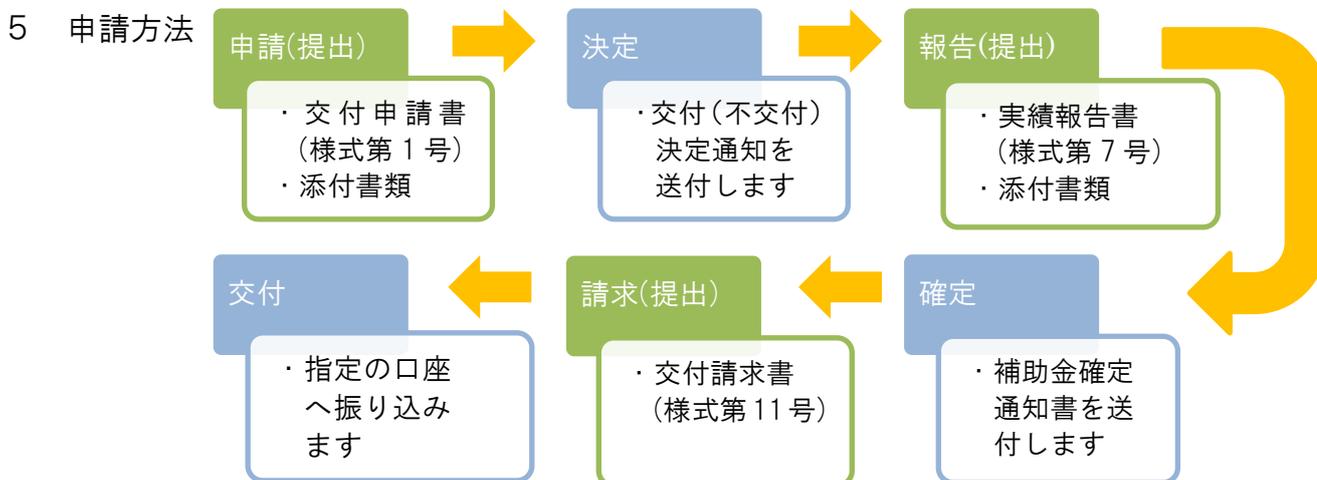
常陸太田市では、中小企業者の技術力の向上を図り、もって市内中小企業の活性化及び発展に資するため、中小企業者が行う国家資格取得事業及び技能訓練事業に必要な経費の一部を補助します。

- 1 対象者
 - ・引き続き1年以上市内に事業所を有する中小企業者
 - ・市税等を滞納していないこと
- 2 対象事業
 - ①国家資格
(中小企業者が自己の事業に直接係る国家資格を従業員に取得させる事業)
※普通自動車第一種運転免許等は、原則対象となりません。
 - ②下記機関が実施する研修会及び検定のための研修会等の受講

茨城県立産業技術 専門学院	茨城県職業能力 開発協会	独立行政法人 高齢・障害・求職 者雇用支援機構 茨城職業能力開発 促進センター	公益財団法人 日立地区産業支援 センター	株式会社 ひたちなか テクノセンター
------------------	-----------------	---	----------------------------	--------------------------

※国や県、団体等から補助金や助成等を受ける場合は対象となりません。

- 3 対象経費
 - ①国家資格取得に要する受験料及び登録に要する諸費用
 - ②受験又は受験に要する練習用材料費
 - ③研修会等の受講に要する受講料及びテキスト等の教材費
- 4 補助額 対象経費の2分の1以内(1,000円未満切り捨て)
一事業所につき年度ごと**2名まで**、1名あたり**3万円**上限
※予算の範囲内における補助とします。



- 6 その他
 - ①補助金の目的外使用や事業の変更・中止があった場合は、補助金の取り消しや返還となる場合があります。
 - ②必要に応じて関係書類等の提出をお願いする場合があります。
(関係書類等は5年間保管をお願いします。)
 - ③補助金の効果等検証のため、成果等の追跡調査をお願いする場合があります。

《提出先・問い合わせ先》

常陸太田市
商工観光部 商工振興・企業誘致課
TEL: 0294-72-3111 (内線 621・622)
FAX: 0294-72-0288
E-MAIL: yuchi@city.hitachiota.lg.jp